

会議の名称	令和3年第3回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年2月25日(木) 午後2時から 午前3時25分まで
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター3階レクチャールーム1
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決</p> <p>(1) 第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>(2) 第9号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</p> <p>(3) 第10号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)</p> <p>(4) 第11号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)</p> <p>(5) 第12号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>(6) 第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>(7) 第14号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について</p> <p>(8) 第15号議案 本庄市都市計画審議会委員の推薦について</p> <p>(9) 第16号議案 本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について</p> <p>(10) 第17号議案 本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について</p> <p>(11) 第18号議案 本庄市人・農地プラン検討会委員の推薦について</p> <p>(12) 第19号議案 本庄市環境審議会委員の推薦について</p> <p>(13) 第20号議案 総検校塙保己一遺徳顕彰会理事の推薦について</p> <p>(14) 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について</p>

	<p>(15) 報告第 6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>(16) 報告第 7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>(17) 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>5 事務局連絡事項</p> <p>6 閉会</p>
配付資料	<p>1 令和3年第3回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和3年第3回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 事務局連絡事項</p>
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。</p> <p>ただ今から令和3年第3回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	<p>皆さまこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は委員改選後、許可申請を扱う初めての総会です。通常ですと、総会は市役所大会議室での開催ですが、確定申告で使用するということですので、今回は早稲田リサーチパークさんの講義室をお借りしました。いつもと違う場所ですので、慣れないかもしれませんが、意見などありましたら、遠慮なく発言して下さい。</p>

<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農業委員の永尾委員、田島敏包委員から、少し遅れるとの旨連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中17名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中24名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声あり)</p> <p>それでは、本日は3番金井委員及び4番福島公博委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案13件及び報告4件であります。</p> <p>まず、第8号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第8号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、4件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け</p>

	手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木良美委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。 <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、鈴木良美委員の報告をお願いいたします。
鈴木良美委員	15番鈴木が報告します。2月21日鈴木誠推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線から南側の飯倉集落農業センターから東に100メートルの場所に位置しております。申請地にはネギを作付け予定だそうです。受人の所有する農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思えます。所有する農地も全て耕作されておりました。皆様の慎重審議、よろしく願い申し上げます。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可といたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。 <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>

議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、農業委員会等に関する法律第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されております。当農業委員会では、推進委員につきましても総会に出席いただいておりますので、議案審議に必要な議論をいただくために、当該法律を準用して、推進委員にも議事参与制限を適用することとしています。今回の案件では、推進委員の鈴木幹雄委員につきましても、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用しまして、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>整理番号2について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。</p>
鳥澤委員	<p>14番鳥澤です。整理番号2について、報告させていただきます。</p> <p>2月22日鈴木幹雄推進委員と、現地調査及び受人への聞き取りを行いました。4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、保木野公会堂から西に500メートルの場所に位置しております。申請事由は売買です。受人は米、麦、ナスを作付けし営農をしております。受人の所有する農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思えます。所有する農地も全て耕作されておりました。皆様の慎重審議、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。鈴木幹雄委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福田武久委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えま</p>

	す。以上でございます。
議長	整理番号3について、福田武久委員の報告をお願いいたします。
福田武久委員	7番福田です。整理番号3について、報告させていただきます。2月20日戸塚推進委員と現地調査及び受人への聞き取りを行いました。議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は、利根川と御陣場川の間に位置しております。細長い形状の農地で、受人が所有する北側の農地と一体的に耕作することで効率も良くなるものと思われます。申請事由は売買です。申請地には、白菜、ネギ、トウモロコシを作付予定だそうです。受人の所有する農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思ひます。所有する農地も全て耕作されておりました。皆様の慎重審議、よろしくお願い申し上げます。
議長	整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可といたします。 次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、都島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原廣一委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号4について、塩原廣一委員の報告をお願いいたします。
塩原廣一委員	5番塩原から報告させていただきます。2月22日戸塚推進委員と現地調査及び受人への聞き取りを行いました。議案書6ページ3-4の地図をご覧ください。申請地は、本庄市旭公民館から西に300メートルの場所に位置しております。申請事由は売買です。申請地には、白菜を作付予定だそうです。受人の所有する農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思ひます。所有する農地も全て耕作されておりました。皆様の慎重審議、よろしくお願い申し上げます。
議長	整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第9号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第9号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第9号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、8ページから10ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、6件です。田6筆及び畑19筆の面積合計29,347㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、福島公博委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p>

	<p>第9号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第9号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第9号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。福島公博委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第10号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第10号議案を説明いたしますので、11ページをご覧ください。</p> <p>第10号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画につきましては、12ページをご覧ください。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、田1筆及び畑1筆、面積合計で、1,882㎡でございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、坂爪委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんの</p>

	<p>で、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第10号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第10号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第10号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。坂爪委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第11号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第11号議案を説明いたしますので、13ページをご覧ください。</p> <p>第11号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、14ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田1筆及び畑1筆、面積合計で1,882㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第11号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたし</p>

	<p>ます。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第11号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第11号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第12号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第12号議案を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。</p> <p>第12号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事へ送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、16ページをご覧ください。申請件数は1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、農業用倉庫建設工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。4-1については、農用地区域から農業用倉庫用地として用途変更されているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設である農業用倉庫用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、田島敏包委員につきましては、同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p>

	<p>整理番号1について、私から報告させていただきます。2月21日倉野内推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。17ページ4-1の地図をご覧ください。申請地は、金屋小学校の西に位置します。第一種農地ですが、事務局長からも説明があったとおり、農業用倉庫用地に農振軽微変更申請がされております。周辺の農地に影響もなく転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。事務局に申し上げます。田島敏包委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第13号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第13号議案を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。</p> <p>第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、19ページをご覧ください。申請件数は、7件で、その内訳は、所有権移転6件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1についてですが、次の整理番号2と受人及び申請事由が同一で、申請地についても隣接地で一体利用の申請であることから、整理番号1及び整理番号2を一括で審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1及び整理番号2を一括で説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、児童養護施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-1及び5-2については、第1</p>

	<p>種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1及び整理番号2について、私から報告させていただきます。2月21日倉野内推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。20ページの地図をご覧ください。申請地は、第一金屋公民館から北に100メートルの場所に位置しております。申請事由は児童養護施設用地です。わけがあつて、親と一緒に暮らせない子供達が施設に住んでおります。申請地には職員の駐車場及び子供地の遊び場を計画しているということです。周辺は住宅やお寺で周辺の農地に影響もなく転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号1及び整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。令和2年12月10日付けで、農振農用地区域から除外されています。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張による駐車場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、間正委員の報告をお願いいたします。</p>
間正委員	<p>16番間正より報告させていただきます。2月19日根岸推進委員と現地確認を</p>

	<p>しました。21ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は主要地方道児玉秩父線、小山川の南側にあり、受け人が事業を展開する工場のすぐ南側に隣接しております。転用目的は駐車場の敷地拡張です。受け人は建築資材の加工を業としています。木材の搬入、出荷をするトラックの退避場所、回転場所が無く、周辺に路上駐車をしている状況で、地元からも何とかして欲しいと声もあがっております。周辺は農地の広がりも見られますが、申請地は農用地から除外されているため、転用にあたっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-4については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、小賀野委員の報告をお願ひいたします。</p>
小賀野委員	<p>19番小賀野より報告します。2月22日出牛推進委員と現地確認をいたしました。22ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は八高線の線路の東側約150メートル、国道254号線JA児玉支店入口の信号から南へ200メートルほど入った場所の住宅地に位置しております。申請事由は自己用住宅用地です。申請人は近隣に居住し、現在の生活に変化を及ぼすことがないため、申請地に自己用住宅を建築したいとのことです。用途地域は第一種住居地域です。周辺は宅地が建ち並ぶ住宅街です。転用にあたっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鈴木良美委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張による資材置場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、鈴木良美委員の報告をお願いいたします。
鈴木良美委員	15番鈴木より報告させていただきます。2月21日鈴木誠推進委員と現地確認をしました。23ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は国道462号線より北側にあり、宮内東公会堂から南に100メートルぐらいの場所にあります。申請事由は敷地拡張用地です。申請地の西側及び北側は、現在受人が使用している資材置場です。今回の申請は既存の資材置場の拡張となっております。既存施設の拡張であり、周辺農地への支障は無いことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。皆様の慎重審議よろしく願います。
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住

	<p>所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅及び事務所用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-6については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。
田島敏包委員	12番田島より報告させていただきます。2月24日宮部推進委員と現地確認を行いました。24ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は児玉の区画整理地内、第一金屋公園のすぐ南側に位置しております。申請事由は自己用住宅及び事務所用地です。申請人は、自己用住宅と自身の経営する会社の事務所として利用したいとのことです。用途地域は第一種低層住居専用地域です。周辺は宅地に囲まれており、周辺農地に支障をきたす恐れもないことから転用にあたりは問題ないと判断します。皆様の慎重審議よろしく願います。
議長	<p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>整理番号7について報告させていただきます。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は小山川千本桜橋から北東に100メートル、主要地方道秩父児玉線沿いにあります。申請事由は自己用住宅で、渡人と受人は親子関係にあります。周辺は住宅やコンビニエンスストア、太陽光発電施設用地などがあり、周辺の農地に影響もなく、転用にあたっては問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p> <p>整理番号7について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7について、許可相当とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第14号議案「本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第14号議案を説明いたしますので、議案書26ページをご覧ください。</p> <p>第14号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書及び農用地区域編入申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会にて審議する前に、農業委員会や農業協同組合などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊1ページをご覧ください。農用地区域からの除外1件及び農用地区域への編入1件となっています。</p> <p>農用地区の除外については、原則、除外は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準に従って、例外的に認めることとなっています。</p> <p>今回の事案番号1の除外については、「本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運営方針」に基づき認めており、除外が可能な目的である分家住宅建設</p>

	<p>の申出となっています。</p> <p>事案番号2の編入については、事案番号1における分家住宅建築計画に伴い、農用地区域への編入申出となっております。</p> <p>申出内容の詳細を説明いたします。まず、事案番号1を説明いたしますので、3ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。4ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりで、選定した理由及び経緯の詳細は5ページの記載のとおりとなっております。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可及び都市計画法第29条の許可となっております。6ページが位置図、7ページが付近案内図となります。当該申出地は、集落の連たん性のある地域で、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、10ページが事業計画図となります。</p> <p>次に、事案番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。こちらが、農用地区域編入申出書となります。申出人である土地所有者の住所・氏名は、記載のとおりです。申出地は、北堀地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。編入理由は、農用地区域内の分家住宅建築計画による交換編入となっております。</p> <p>13ページが申出理由書で記載のとおりです。14ページが位置図、15ページが付近案内図、16ページが農用地区域図となっておりまして、申請地と記してある土地が現在のところ農用地区域から除外されて白地になっており、少し色濃く網がかかっているところが、農用地区域で青地となります。事案番号1での分家住宅の建設場所選定にあたり、農用地区域を選定せざるを得なかったため、同面積ほどの農地を交換で農用地区域へ編入申出するもので、当該申出地は、南側に農用地区域が繋がっていることから、農用地区域内農地への編入は、適当であろうと考えます。以上で本議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第14号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第14号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第14号議案については、原案のとおり変更することに「同意」で、市長に回答いたします。</p> <p>次に、第15号議案「本庄市都市計画審議会委員の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第15号議案を説明いたしますので、27ページをご覧ください。</p> <p>第15号議案本庄市都市計画審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市都市計画審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第15号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第15号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第15号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第16号議案「本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第16号議案を説明いたしますので、28ページをご覧ください。</p> <p>第16号議案本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市農業振興整備促進審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第16号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第16号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第16号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第17号議案「本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第17号議案を説明いたしますので、29ページをご覧ください。</p> <p>第17号議案本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、次の者を本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第17号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第17号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第17号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第18号議案「本庄市人・農地プラン検討会委員の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第18号議案を説明いたしますので、30ページ及び31ページをご覧ください。</p> <p>第18号議案本庄市人・農地プラン検討会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、次の者を本庄市人・農地プラン検討会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提</p>

	<p>出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第18号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第18号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第18号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第19号議案「本庄市環境審議会委員の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第19号議案を説明いたしますので、32ページをご覧ください。</p> <p>第19号議案本庄市環境審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げますのでございます。議案内容ですが、次の者を本庄市環境審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第19号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第19号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第19号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第20号議案「総検校塙保己一遺徳顕彰会理事理事の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第20号議案を説明いたしますので、33ページをご覧ください。</p>

	<p>第20号議案総検校埴保己一遺徳顕彰会理事の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、総検校埴保己一遺徳顕彰会会長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を埴保己一遺徳顕彰会理事として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第20号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第20号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第20号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第5号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第5号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、35ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならぬという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第6号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第6号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、37ページをご覧ください。専決処分件数は、2件で</p>

	<p>す。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第7号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第7号を説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、39ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第8号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第8号を説明いたしますので、議案書40ページをご覧ください。</p> <p>報告第8号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、41ページから43ページまでをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、11件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局説明 閉会</p>

令和3年第3回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年2月25日(木)					
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター3階レクチャールーム1					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時25分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席	○		高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席	○	旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	欠席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	欠席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	欠席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

農地係長 飯島 崇